

最重要

企業コンプライアンスと BCP への大きな影響

30年ぶりに PL 法と PS が一気に変わった影響

経営者の皆様ご存知でしょうか。

PL 法などを専門に研究している者からの経営者の皆様への重要なお知らせです。品質の最も根幹である安全については、これまでの検査を満たせば所定のマークを表示し販売できました。万一の被害では 1985 年に PL 法が施行され被害者側の求償に法的に事業者対応を行なっております。それから 30 年が経ち今では Amazon など、当時では想定もしない市場構造、AI も当たり前になり、高性能なリチウムイオン電池などで便利になりました。一方、そのことが我が国、世界で製品（食品）起因の事故被害が多発、その唯一の是正処置である事故未然防止、リコールの実効性が失われ、2024 年 12 月 13 日に、EU にてこれまでとは全く異なった内容の製品安全技術基準 GPSR と本年 1 月より PLD (PL 法のルール) は発行しました。国内でも 12 月 25 日に製品安全 4 法にて改訂され EU では PL 法も 1 月からほぼ 1 年で、米国、中国でも変わります。米国では食品安全強化法 FSMA にて 204 条でのトレーサビリティ義務が控えており Walmart などではすでに昨年 8 月から取引条件になっています。

このことはイメージ的に「現在の製品のリスク領域が 10 倍、被害発生では 100 倍もあり得る状況」、とお考えください。保険会社はおそらく更新について、拡大領域を不担保とすることでしか引き受けられない可能性があります。EU も北米も性善説という日本的思考は無く PL 訴訟は Amazon などでも多発しています。これがこの先の企業の重大なコンプラと BCP に影響します。

詳しくは次ページに説明しますが、問題は今生産し出荷するものが市場に出て販売され、そのリスクに一気にさらされるという事実です。

現地で対応するにも、開梱し梱包をしないことは、今の物流自動化中ではほぼできません。この現実、「当社は担当から言われていない、わかっているはずだ！」と、根拠のない状況で「規定のテストや書類で許可」というこれまでの取り組みではすでに相手国の輸入・流通販売への障害、そして新たな PL 法では欠陥になる可能性が極めて高いということです。以上、この分野での研究を 30 年以上行っているものからの提言です。

2026 年 3 月 8 日

PL 対策の専門団体

一般社団法人 APL-Japan

新 PL 学研究団体

一般社団法人 PL 研究学会

代表理事 渡辺吉明

ご参考まで:

ご説明したいのはこの新たなグローバル対応のルールは、これまでのように判例、法令文解釈などの法文や統計学的手段に依存する保険、コンサルティング、学者などの方法論とは全く異なるデジタルトランスフォーメーション(DX)に一気に変わったことです。

そこで、EU の GPSR(PS)が 2024 年 12 月 13 日に発行され何が起きたかです。

米国、EU、日本などでは GS1 という組織での大手メーカーとサプライヤー間での新たな GS1 Digital Link というコード体系を、EU ではブロックチェーンを使用し資源再利用に向けたメーカー間でのデジタルプロダクトパスポート(DPP)などを、IBM などの大手で GPSR 対応として試験実装を行っていました。激動期にありがちな乱立で、どれも結果、「リコール通知を直ちに直接使用者に伝え、その証跡を記録する」というこのルールの本質を達成できず昨年 12 月 13 日時点でもそのことが確認できました。

なぜできなかったのか、その要因は調査の結果ほぼ判明しています。

- ① GS1 は流通小売りシステムの自動認識の組織であり、特に出荷後の安全はコード発行機関の専門外(製品と情報を一致させることが専門)
- ② システムベンダーは PL 法を知らず自ら欠陥システムのリスクを知り一気に手を引いている
- ③ 今回の法律の根底には「製品、サービスの使用情報を電子化し通知責任が求められる IEE82079-1:2919(本年以降 JIS になります)」が大きく関わり、専門家が限りなく少ない。
- ④ 個人情報依存リスクは日本以外では極めて厳しくなり、システムの欠陥として PL 法による懲罰的賠償リスクになった。

以上の全てを完全に掌握している研究者は限りなく少なく、その結、当方の SCODT(Safety Check On-Demand Technology)という技術(10 年前に特許を取得し、安全工学の向殿政男明治大学名誉教授、信頼性・品質の鈴木和幸電通大学院特任教授、PL 法、民法、保険学などの大羽宏一大分大学名誉教授、そして、GS1Japan との NDA やハンドブック掲載などにて評価されております。

Google 汎用 AI にて下記を評価してください。オンリーワンでの効果が確認できると思います。

「GPSR、PLD、FSMA、国内 PL 法などでの SCODT の評価」

結論:輸出の場合の現地での厳しい責任、誤った選択をすると「システムそのものの欠陥」ともなり、そのハードルを唯一、たった一つの GS1 QR で一気にこれらのリスクヘッジが完了します。その費用は小規模事業者や中小企業は APL で今すぐ40万円から、大手、準大手は独自ドメインでのシステム構築支援がノウハウとコンサルを含め1,800万円(応相談)から可能です。専門家育成も PL 検定で導入先の負担は大きく軽減 企業の BCP 構図が大きく変わった今、経営者を守る限られた手段であると評価されておりぜひご確認ください。

以上ご案内申し上げます。